



労務トピックス

Labor Topics



1 10月から最低賃金が大幅引上げ

令和8年度の地域別最低賃金は全国加重平均 1,177 円となり、過去2番目の引上げ幅となりました。時給制だけでなく月給者も時給換算で最低賃金を下回っていないか確認が必要です。

★埼玉県 1,141 円⇒1,196 円 55 円アップ

★東京都 1,226 円⇒1,280 円 54 円アップ

忘れずにね!

チェックポイント

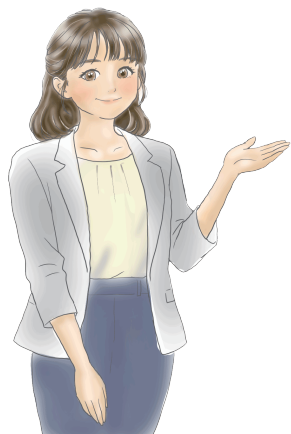
- ☐ パート、アルバイトの時給見直し
- ☐ 月給者の時給換算チェック
- ☐ 求人票の賃金額更新
- ☐ 人件費予算の再検討

知らなかった
忘れてた
は、NGですよ



2 労働基準監督署の調査対策

労基署の調査は従業員や退職者からの申告、長時間労働が疑われる場合などに実施されます。日頃から書類を整備しておくことが重要です。



POINT

よくある指摘事項

- ① 36 協定の未届出・更新漏れ
- ② 残業代計算の誤り
- ③ 有給休暇 5 日取得義務への未対応
- ④ 労働条件通知書の未整備

CHECK

セルフチェック

- ☐ 36 協定は最新ですか
- ☐ タイムカードと給与計算は一致していますか
- ☐ 有給休暇管理簿を作成していますか
- ☐ 雇用契約書を保管していますか



労基署調査のきっかけは退職者からの相談であることが少なくありません。
調査＝処分ではなく、多くは是正勧告から始まります。



つなかわ 税理士 社労士 事務所

〒359-0023

埼玉県所沢市東所沢和田 2-23-5-202

TEL:04-2941-2039/FAX:04-2941-2040



お客様をつなぎます



弊社 HP でつながります。お客様同士が自由に閲覧して必要な方に必要な情報をお届けできるページです。ぜひご活用ください!

お客様をつなぐ場



HP のココを
CHECK!!